

長門市立図書館条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、<u>10人以内とし、次に掲げる者のうちから長門市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(3) 学識経験者</u></p> <p><u>(4) 公募による市民</u></p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者</p> <p>3 委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u>ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、必要と認めたときは、委員の任期中においても、これを解嘱することができる。</p>	<p>本則</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、<u>10人以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 委員の任期は、<u>2年とする。</u>ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>4 <u>長門市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>は、必要と認めたときは、委員の任期中においても、これを解嘱することができる。</p>